

## 2. 在宅福祉サービス

### (1) 緊急通報装置

自宅での病気、災害などの緊急時に迅速かつ適切に対応するために、緊急通報装置を設置します。

《問い合わせ先》

高齢者支援課

Tel 421-6128 Fax 424-2011

【システム】・24時間365日、看護師・相談員が通報を受け、健康・医療の相談やアドバイスをを行います。

- ・必要に応じて、近所の方（協力員）や親族の方にご連絡・駆けつけ依頼をします。
- ・緊急時には、救急車の出動要請をします。
- ・月に1回、受信センターから連絡が入り、安否の確認をします。

【対象者】①ひとり暮らしのおおむね65歳以上の方

②要介護高齢者（介護者が病弱など一人暮らしに準ずると認められる方）

※①または②に該当する方で、緊急通報装置の設置目的を理解し、本装置の操作ができる方

【設置機器】本体及びペンダント型送信機

※機器は貸与ですので、不必要となった時、対象外となった時は、返却していただくことになります。また、紛失・破損した場合の費用は、利用者負担となります。

【費用】市民税課税状況に応じて、一部負担金がかかります。

### (2) 福祉タクシー

65歳以上のねたきり高齢者等が、交通手段として市が契約したタクシー会社のタクシーを利用する際、乗車料金の一部を助成しています。

《問い合わせ先》

高齢者支援課

Tel 421-6128 Fax 424-2011

【対象者】①65歳以上のねたきり状態（日常生活自立度B・Cランク）の方

②要介護認定を受けた第2号被保険者のうちねたきり状態（日常生活自立度B・Cランク）の方

※市内にお住まいの方が対象です（市外の施設入居者は対象外）

Bランク…何らかの介助を要し、ベッド上での生活が主体であるが、座位はとれる方

Cランク…1日中ベッド上で過ごし、排泄や着替えの介助を要する方

【利用方法】市が契約したタクシー会社のタクシーを利用する際、タクシー利用券を使用することにより、助成額分が割り引かれます。（前もって、タクシー利用券の交付申請が必要です。）

【助成額】乗車1回の料金の半額（助成額の上限：1,000円）、年間72枚まで

※身体障害者手帳1・2級の方は、障がい者支援課で手続きをしてください。

### (3) 介護用品

介護保険の要介護3から5の認定を受けた住民税非課税世帯の方で、常時紙おむつや尿とりパットを使用している市内に住所を有し居住している方に、介護用品引換券をお渡しします。

※ 介護施設（特養・老健）に入所中または入院中の方は対象外となります。

【購入できるもの】 紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、おしり拭き



#### 【給付額】

対象者	給付額
要介護3（非課税世帯）	月額4,000円（3ヶ月12,000円分）
要介護4・要介護5（非課税世帯）	月額8,000円（3ヶ月24,000円分）

#### 【その他】

- ・ 市民税課税世帯の方は、本人が非課税であっても給付の対象外となります。
- ・ 申請のあった翌月分から支給対象となります。
- ・ 以降、継続対象の方は、定期的（4月、7月、10月、1月）に3ヶ月分ずつ発送します。
- ・ 生活保護を受給している方、障がい福祉制度（日常生活用具）で補助対象となる方は対象外となります。

### (4) 見守りシール

認知症の方が道に迷われた時のために使っていただけのシールです。発見者がシールに記されている二次元コードを読み取ることで、お互いの個人情報を開示せずに家族の方と直接連絡を取っていただけるシステムです。高齢者の保護からご帰宅まで円滑に行うことができます。

《問い合わせ先》

高齢者支援課

Tel 421-6128 Fax 424-2011

【対象者】 ①～③を全て満たす方

- ① 介護保険の被保険者で市内に住民票があり、かつ、在宅生活をしている方
- ② 認知症等の影響により、外出した際に家に帰れなくなる恐れがある方
- ③ 見守りシール読み取り時にメールを受信し、対応できる介護者等がいる方

【支給内容】 見守りシール30枚（耐洗ラベル20枚、蓄光シール10枚）

【費用】 無料 ※追加購入の場合は実費